

社会福祉法人春風会定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人春風会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を群馬県吾妻郡中之条町大字折田 2 5 1 5 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人は、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに 2 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用弁償をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項について、意思表示した者は出席したものとみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務代理)

第10条 理事長に事故あるとき又欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し理事会・評議員会及び群馬県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会・評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び評議員会に付議される事項について、意思表示した者は出席したものとみなす。
 - 8 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 11 評議員の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによって支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア. 群馬県吾妻郡中之条町大字折田字成田原2515番地所在の

特別養護老人ホームやまゆり荘敷地

1筆(4,348平方メートル)

イ. 群馬県吾妻郡中之条町大字折田字成田原2525番地1所在の

特別養護老人ホームやまゆり荘敷地

1筆(603.16平方メートル)

ウ. 群馬県吾妻郡中之条町大字折田字成田原 2 5 2 3 番地 1 所在の
特別養護老人ホームやまゆり荘敷地
1 筆 (1 , 3 3 7 . 8 3 平方メートル)

エ. 群馬県吾妻郡中之条町大字折田字成田原 2 5 2 0 番地 1 所在の
特別養護老人ホームやまゆり荘敷地
1 筆 (1 , 6 4 5 . 4 4 平方メートル)

オ. 群馬県吾妻郡中之条町大字折田字成田原 2 5 2 2 番地 1 所在の
特別養護老人ホームやまゆり荘敷地
1 筆 (5 8 5 . 9 9 平方メートル)

カ. 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町字小原 1 0 2 3 番 8 所在の
事業所内保育所敷地
1 筆 (4 1 1 . 8 6 平方メートル)

キ. 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町字館 3 9 番所在の
小規模特別養護老人ホームすいせんの里敷地
1 筆 (2 , 0 1 8 . 3 1 平方メートル)

合計 7 筆 1 0 , 9 5 0 . 5 9 平方メートル

(2) 建物

(主たる建物の表示)

ア. 養護所

所 在 吾妻郡中之条町大字折田字成田原 2 5 1 5 番地 ・ 2 5 2 0 番地 1 ・
2 5 2 2 番地 1 ・ 2 5 2 3 番地 1 ・ 2 5 2 0 番地 1 先

家屋番号 2 5 1 5 番

種 類 養護所

構 造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 ・ 陸屋根 2 階建

床面積 1 階 4 , 0 8 5 . 5 6 平方メートル 2 階 8 7 7 . 2 4 平方メートル

(付属建物の表示)

符 号 符 1

種 類 物置

構 造 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 1 3 . 8 6 平方メートル

イ. 保育所

所 在 吾妻郡中之条町大字伊勢町字小原 1 0 2 3 番地 8

家屋番号 1 0 2 3 番 8

種 類 保育所

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

床面積 1 2 7 . 5 2 平方メートル

ウ. 養護所

所 在 吾妻郡東吾妻町大字原町字館 3 9 番地

家屋番号 3 9 番

種 類 養護所

構 造 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 7 4 0 . 5 8 平方メートル 2 階 5 2 7 . 5 0 平方メートル

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 2 7 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には群馬県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 介護職員初任者研修に関する事業
- (3) 福祉有償運送事業
- (4) 事業所内保育所事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、群馬県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人春風会の掲示場に掲示するとともに、上毛新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

| | | |
|-----|----|-------|
| 理事長 | 南波 | 和憲 |
| 理事 | 折田 | 馨一 |
| | 〃 | 小林春太郎 |
| | 〃 | 高山 右一 |
| | 〃 | 唐沢 豊秋 |
| | 〃 | 小林 常弘 |
| | 〃 | 南波久美子 |
| | 〃 | 宮部 博行 |
| | 〃 | 塩原 喜好 |
| | 〃 | 今井 一勝 |
| 監事 | 唐沢 | 姫雄 |
| | 〃 | 小暮 和武 |

- 1 この定款は、平成10年7月1日より適用する。
- 2 第17条第2項(1)ウ・エ。(2)を追加し平成11年8月4日より適用する。
- 3 第1条を変更し、平成12年6月6日より適用する。
- 4 厚生省令の定めに従い定款準則に基づき条文を変更し、平成13年4月1日より適用する。
- 5 第1条を変更、第2条の次に「経営の原則」を加え第3条とし、第3条を第4条、第4条を第5条、第10条を第6条、第7条を役員を選任と変更する。第8条を第7条2項、3項とし、第8条を加え、第5条を第9条、第6条を第10条とする。
第9条を第11条、第11条を第12条、第12条を第13条とし、第13条10項を加える。
第13条を第14条、第14条を第15条、第15条を第16条、第16条を第17条、第17条を第18条とし、第18条第2項(2)建物の床面積を変更、及び付属建物の表示を追加する。
第18条を第19条、第19条を第20条、第20条を第21条、第21条を第22条、第22条を第23条とし、第23条第2項を変更する。
第23条を第24条、第23条の2に「会計処理基準」の見出しを加えこれを第25条、第24条を第26条、第25条を第27条、第26条を第28条、第27条を第29条とし、第29条を変更する。
第28条を第30条、第29条を第31条、第30条を第32条とし、第32条を変更する。
第31条を第33条、第32条を第34条とする。
- 6 第5条変更、第9条第6項を字句修正する。
第13条変更及び第7項を追加し、第7項を第8項、第8項を第9項、第9項を第10項、第10項を第11項に変更し、平成14年4月1日より適用する。
- 7 第1条(2)(イ)～(ニ)の名称を変更し、(ホ)(ハ)を追加する。
第5条第3項の条文を変更、第7条第2項の条文を変更
第9条第2項・第3項・第7項の字句を修正し第6項の条文を変更する。
第10条第1項の条文を変更する。第11条第2項・第3項の条文を変更する。
第13条第2項・第3項の字句を修正し、第7項・第11項の条文を変更する。
第14条(7)～(11)を削除し、(11)を(7)とし、第2項の条文を変更する。
第18条(2)主たる建物の面積を変更し、表示を統一する。
第27条に(2)を追加する。第28条の字句を修正し、平成15年4月1日から適用する。
- 8 第18条第2項(2)建物(主たる建物の表示)の面積を変更し、平成16年4月1日から適用する。
- 9 第5条第1項ならびに第13条第1項の定数を変更し平成16年7月1日より適用する。
- 10 第18条第2項(1)土地にオを追加し合計面積を変更。また第19条の社会福祉医療事業団の名称を変更し平成16年11月13日より適用する。
- 11 第18条第2項(1)のオの面積、第2項(2)の所在及び床面積を変更し、付属建物の符号2・3を削除。また第19条の条文を変更し平成17年5月28日より適用する。
- 12 第1条(2)の(ホ)(ハ)を削除、第27条の条文を変更し、平成18年3月25日から適用する。
- 13 第1条(1)名称を削除(2)の(ハ)を削除(ニ)を繰り上げ、名称を削除ならびに字句を挿入。第3条、第14条第2項の条文を変更。第20条に第3項を追加。第27条に字句を挿入し平成19年11月10日より適用する。
- 14 第1条に字句を追加、第27条第1項に字句を追加するとともに(3)・(4)を追加。
第18条第2項(1)にカを追加し合計筆数と面積を変更。また(2)の1階床面積を変更し

平成24年3月25日から適用する。

15 第1条第2項（ハ）の事業を削除し平成24年5月26日から適用する。

16 第13条第1項の定数を変更し平成24年6月24日から適用する。

17 第18条第2項（1）土地にキ～コを追加し合計筆数と面積を変更。また第2項（2）建物のイを追加し平成24年11月24日から適用する。

18 第5条第1項（1）、第4項及び第13条第1項の人数を変更し平成25年4月1日から適用する。

19 第18条（1）土地キ～コを合筆し地番・面積を変更。（2）建物にウを追加、第27条(2)の事業を変更し平成25年5月26日から適用する。

20 第18条（2）建物ア養護所の面積を変更し平成26年5月24日から適用する。